

令和元年 11 月作成

# 生活援助サービスの 取り扱いについて

【第 1 版】

長崎県 時津町 高齢者支援課

## 目次

---

---

国が定める生活援助の規定（生活援助サービスの再確認）	.....	- 1 -
生活援助算定 簡易フローチャート	.....	- 2 -
生活援助の算定について	.....	- 3 -
1. 基本的な考え方	.....	- 3 -
2. 本町で定める「同居」の定義	.....	- 3 -
3. 「同居家族等の障害・疾病その他やむを得ない理由」の考え方	.....	- 3 -
4. 注意事項（同居家族等の状況がこんな場合はどうするの?）	.....	- 4 -
5. 同居家族等がいても「生活援助」算定可能となった場合、当該サービスを提供するにあたって注意すべき点	.....	- 5 -
6. 生活援助算定の判定手順	.....	- 5 -
対応事例	.....	- 7 -
事例 1 老計第 10 号に当てはまらず、代替サービスで対応した事例	.....	- 7 -
事例 2 同居家族等が仕事のため日中独居となる事例	.....	- 8 -
事例 3 二世帯住宅で息子家族と同居の事例	.....	- 9 -
事例 4 高齢者 2 人暮らしの事例	.....	- 10 -
事例 5 高齢者夫婦 2 人暮らしで、2 人とも認定を受け、共用部分の掃除を希望している事例	.....	- 11 -
事例 6 要支援の認定は受けているが家族のために役に立ちたいと思っているため一緒に行う支援を交えて生活援助を導入した事例	.....	- 12 -
事例 7 同居の孫による虐待の危険性があり、孫に家事を期待することができないため生活援助を導入した事例	.....	- 14 -

## 国が定める生活援助の規定（生活援助サービスの再確認）

### ○生活援助とは・・・

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護などを要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であると言えることができる。

※次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ①商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

【参照】平成12年3月17日 老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」別紙2

※上記以外にも、ヘルパーが行わなくても日常生活に支障が生じない行為（草むしり、花木の水やり、ペットの世話等）や日常的な家事の範囲を超える行為（家具の移動、大掃除、ガラス磨き、ワックスがけ、植木の剪定等）は生活援助の内容に含まれない。

【参照】平成12年11月16日 老振第76号「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」別紙

生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病などの理由により、当該利用者又は当該家族などが家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除などの家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

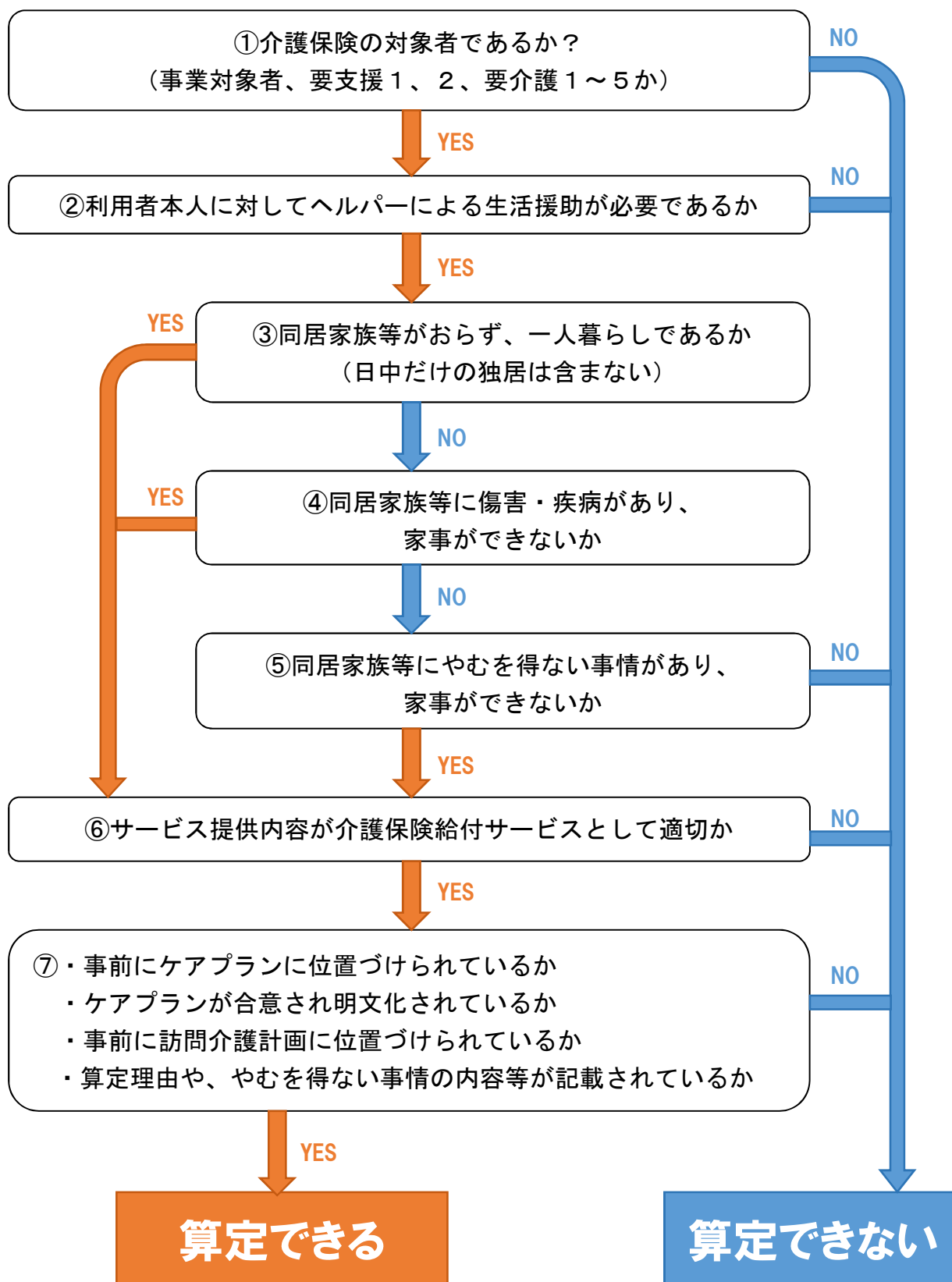
【参照】平成12年2月10日 厚生省告示第19号「単位数表」内「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表

「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容との方針を明確に記載する必要がある。

【参照】平成12年3月1日 老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の2（6）

## 生活援助算定 簡易フローチャート



※算定できない場合は、介護保険の訪問介護以外の代替サービス、支援方法を検討

## 生活援助の算定について

---

### 1. 基本的な考え方

生活援助とは、「身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるもの」として国で定義をされています。

言い換えると生活援助は、利用者本人及び同居家族等が「できない行為」であることが原則となりますので、利用者本人及び同居家族等の「できる行為」「できそうな行為」についてもアセスメントが必要です。

### 2. 本町で定める「同居」の定義

本町で定める同居家族等とは、以下の場合を言います。

なお、同居家族等がいる場合、生活援助は原則として算定ができません。

(1) 一般的同居：同じ家屋に家族が住んでいる場合

(2) 二世帯住宅：玄関が別であっても、建物が内部でつながっていれば、同居と見なします。

※家屋が同棟であっても、家屋の内部でつながっていない（1階と2階が外階段のみ等）場合は、別居とします。

### 3. 「同居家族等の障害・疾病その他やむを得ない理由」の考え方

同居家族等が以下の状況にある場合、居宅サービス計画・訪問介護計画に位置付け、サービス担当者会議で最終的な判断をしたうえで、生活援助を提供することができます。

この場合も、「同居家族等がいた場合は生活援助を算定することができない」という原則を、利用者・同居家族等に十分説明・理解していただき、その上で利用者・同居家族等のできるところ、できないところをきちんとアセスメントしてください。

「利用者・同居家族等のできるところを引き出した上で、どうしてもできない部分をサポートしていく」という考え方でサービス内容を決定することが必要です。

**ア. 障害** 同居家族等が障害（身体・知的・精神）を有し、家事をすることが不可能である場合。（障害手帳の有無に関わらず、障害を理由として家事が可能か否か判断することが必要です。）

**イ. 疾病** 同居家族等が疾病のため、家事をすることが不可能である場合。  
（慢性的な疾患か一時的な疾患かにより生活支援が提供できる期間が変わります。）

## ウ. やむを得ない事情

利用者に関する家事を行うことが困難な状況で、かつ「緊急性」、「自費サービスなどの非代替性」がある場合

「やむを得ない事情により家事が困難な場合」の理由については、個々の利用者の状況に基づき、個別・具体的な判断となりますが、一例として

事例① 同居家族等が就労などで、長時間にわたり不在で、事実上独居である。  
(日中家族が仕事で不在である。多忙であるなどの理由は該当しません。)

事例② 同居家族等との家族関係に深刻な問題(介護放棄・修復不能なこじれ等)があり、援助が期待できない(単なる遠慮、家族の怠慢などの理由は該当しません。)等があります。

## 4. 注意事項 (同居家族等の状況がこんな場合はどうするの?)

1) ◎深夜を中心とした長時間勤務で、家では寝ているだけの場合

◎日中勤務でも残業が多い場合

◎出張が多い場合

⇒このような場合については、一般的に前項の事例①に該当する場合となります。しかしながら、その提供するサービスについては、就労の状況や休日の状況など聞き取りの上、利用者がその時間にそのサービスを利用する必要性がある範囲のみとなります(例えば、日中独居の利用者で食の確保が必要であるが、その食の準備をおこなう同居家族等が日中おらず、その家族は仕事が忙しく作り置き等の準備もできないため、やむなく生活援助を算定するなど)。

2) ◎同居家族等が孫だけであり、世代間のギャップから期待しにくい場合

⇒世代間のギャップや生活スタイルの違い、単に遠慮があつて頼みにくい等だけでは、生活支援の算定理由とはなりません。

なお、家族(孫)の活用を検討した結果、家族の援助が期待できないという理由であれば前項の事例②に該当する場合もあります。

3) ◎同居家族等が、これまで家事の経験のない高齢の男性であることで、調理などの家事ができない場合

⇒このような場合については、「同居家族等が、これまで家事の経験のない高齢の男性」ということだけでは理由となりません。

同居家族等がこれまで家事をどうしていたのか、今後、どう暮らしていくのか、その家事が「できない」のか「していない」のかを明確に分析しておく必要があります。その内容によっては前項の事例②に該当する場合もあります。

※いずれにしても、一定期間後のケアプラン見直し時期において、再び同居家族等の活用を含めた代替手段の検討は必要となります。

## 5. 同居家族等がいても「生活援助」算定可能となった場合、当該サービスを提供するにあたって注意すべき点

生活援助の範囲については、仮に利用者が介護などを要する状態が解消されたとしたならば、利用者本人が自身で行うことが基本となる行為がその範囲となります。

また、原則、利用者以外の方に対する洗濯、調理、買い物、布団干しや共用部分(居間・食堂・台所・浴室・トイレなど)の掃除は算定できません。

具体的には、以下のような例が挙げられます。

1) ◎ヘルパーが調理(生活援助算定)した後の共用台所の掃除

⇒通常想定される後片付けの範囲に限られます。

2) ◎利用者が使用した後の共用トイレの掃除

⇒失禁などによる便器などの簡単な掃除に限られます。

3) ◎呼吸器疾患をもつ利用者のほこりまみれである共用廊下の掃除

◎下肢筋力が低下し転倒の危険性が高い利用者の生活動線である共用玄関にモノが積み上げられている場合の整理

⇒同居家族等がその事実を放置しているのか、それともできないのかなどの分析を踏まえた上で、日常的に行われる家事の範囲を超える行為(大掃除・家具の移動など)に該当しないのであれば、対象となり得ます。ただし、一時的なものであると考えられます。

## 6. 生活援助算定の判定手順

生活援助とは、訪問介護の「生活援助中心型」、「身体4生活2のような場合での生活2の部分」、総合事業の「訪問型サービス」も同様の考え方となります。

### ◎本人ができるかできないか

本人ができることは、訪問介護サービスの提供対象ではありません。



### ◎必要なサービスか

本人が日常生活を営む上で必要な内容・回数・時間が対象となります。

できることはできる限り本人が行うことが基本です。

そのサービスを提供することが、本当に本人のためになることなのか振り返りましょう。



### ◎同居家族等ができるかできないか

同居家族等ができる場合は、訪問介護サービスを提供することはできません。

本人ができない場合、同居家族等の状況を判断します。



### ◎サービス内容の決定

最終的にはサービス担当者会議にて決定することになります。

### ＜ 策定における注意事項 ＞

同居家族等がいる方について生活援助を算定する際には、なぜ同居家族等が行うことができないのか、なぜその内容・時間・回数でサービスの提供が必要なのかを検討し、サービス担当者会議で最終的な判断をしたうえで、明確に理由等が分かるよう、居宅サービス計画および訪問介護計画に位置づけてください。

町においては、最終的な判断はせず、原則としてサービス担当者会議の結果を尊重します。ただし、保険者としてケアプラン点検等を実施した際に、生活援助の算定が不適切と思われるプランについては、指導を行う場合があります。

これらの基準に沿った上でなお判断に迷った場合、ケアプラン作成については町地域包括支援センター、介護保険制度に関しては町高齢者支援課にご相談ください。

また、必要に応じては両担当者同席のうえ相談を受けます。

なお、いずれの場合も、相談にあたっては基本情報、アセスメントシート、居宅サービス計画原案、支援経過記録等をご提出ください。

さらに、これらの経過につきましては、第三者がみたときに明確な説明ができるように、その記録を残しておいてください。

### 【参考】同居家族等のいる方の身体介護費（自立生活支援のための見守りの援助）の算定について

自立生活支援のための見守りの援助（「利用者と一緒に手助けしながら行う調理」等）は身体介護の一類型にあたります。身体介護の場合は同居家族等の有無を見る必要はなく算定可能です。

しかし、自立生活支援のための見守りの援助は、「自立支援」に関する目的・目標が明確にプランに示されなければならないとともに、一定期間ごとにその目的・目標に対する細かい検証が必要です。

検証の頻度は1ヶ月毎とし、6ヶ月～1年経ってもその目的・目標が達成せずに当該サービスの利用による効果が見られない場合は、当該サービスの中止や支援内容の変更など、ケアプランの見直しを行ってください。

また検証に際して、自立に関してどのように・どのくらい効果があったかなど詳細に記録してください。

そして目標を達成した後は、再度ケアプランの見直しをしてください。



## 対応事例

---

### 事例 1 老計第 10 号に当てはまらず、代替サービスで対応した事例

#### 【利用者及び同居家族等の状況】

本人 : 78 歳 要介護 1

- ・ 気管支拡張症 難聴(補聴器使用) 両膝関節炎 痩せ型 小柄
- ・ 重たいものを持ったり、体を動かすだけで息切れ血圧の上昇がある。体に負担となるような無理はしないように言われている。

妻 : 72 歳 要介護 1 気管支拡張症 狭心症 痩せ型 小柄

- ・ 本人と同様の症状がある。妻の方が、顕著に症状が現れる。

※疲労すると、二人とも喀血することがある。

#### 【依頼内容】

- ・ 書棚などにある大量の古本の整理と梱包、宅配の準備を、介護保険の訪問介護で対応してもらいたい。

#### 【対応内容】

- ・ 依頼内容は老計第 10 号に当てはまらない支援であるため、介護保険対象外であることを説明し納得していただく。
- ・ シルバー人材センター等のインフォーマルサービスや民間サービスがあることを紹介し、調整した。

#### 【整理】

##### ■ 算定:不可

老計第 10 号(1ページ)に当てはまらない支援

※依頼内容は「日常生活の援助」に該当しない行為と考えられ、老振第 76 号(1ページ)により介護保険制度の範囲ではないと考えられる。

本人たちにとっては、とても必要としている支援であるが、介護保険制度での訪問介護サービスとして認められている内容ではないため、複数の代替サービスを紹介し、利用者の選択により代替サービスを利用していただくこととなる。

## 事例 2 同居家族等が仕事のため日中独居となる事例

### 【利用者及び同居家族等の状況】

本人 : 82歳 女性 要支援1

- ・ 難聴 股関節脱臼 大腿骨骨折の既往歴あり。
- ・ 屋内は手すりを利用し屋外は杖又はシルバーカー利用にて不安定ではあるが移動可能

長男 : 52歳 独身 看護師

- ・ 3交代の勤務で早朝出勤・夜勤もある。
- ・ 休日は日祝とは限らないが定期的にとれる。
- ・ 通院や買い物などは必要に応じ支援している。
- ・ 母親に対しての支援は、定期的な休日もあり可能である。

### 【依頼内容】

- ・ 自宅内の掃除と買い物の支援を、介護保険の訪問介護で対応してもらいたい。

### 【対応内容】

- ・ 本人のできる家事の範囲や家事を行うことで起こる負担などを把握する。  
⇒ 買い物や掃除機掛け等が身体的に負担となっているが、洗濯や調理は何とかできている。日中独居となることが多いが、息子が不在時も食事は摂れている。最近あまり行かないが墓参りも単独でできていた。スーパーなどが近くに無く買い物ができていない。
- ・ 同居の息子さんの勤務状況等を把握する。  
⇒ 夜勤・早朝勤務もあるが、休日も取れる(月8回)
- ・ 息子さんの健康状態を把握する。  
⇒ 以前、下肢動脈の治療受けたが、現在は特に健康状態に問題はない。
- ・ 家族が不在中における支援の必要性を把握し判断する。(専用部分と共用部分。共用部分があればそれを行う必要性)  
⇒ トイレや浴室、台所など共用部分の掃除を考えていたようだが、失禁なども無く、日中に掃除をしなければ著しく衛生面が悪化するとも考えにくい。
- ・ 介護保険料を支払っているのになぜ利用できないかとの訴えへの対応をする。  
⇒ 介護保険の主旨及び「生活援助中心型」を算定する場合(1ページ:老企第36号第2の2(6))を説明し納得していただく。
- ・ インフォーマルサービスや代替えサービスでの対応を提案する。

### 【整理】

■ 算定:不可

「同居家族等が障害・疾病で家事が困難」「その他やむを得ない事情」に該当しない。

## 事例 3 二世帯住宅で息子家族と同居の事例

### 【利用者及び同居家族等の状況】

本人 : 86歳 女性 要支援1

- ・ 変形性膝関節症 腰部ヘルニア 高血圧症
- ・ 室内は独歩で時折不安定であるが、外出時はシルバーカー使用にて歩行可能で、近くのスーパーへ買い物に行く。
- ・ 腰部ヘルニアにて急に動けなくなる時があり掃除が困難となってきた。

長男 : 60歳 会社員 疾病なし

- ・ 平日は朝7時に出勤し、帰りは夜10時頃のことが多い。土日が休みで日曜日は買い物と一緒にしてくれることがあるが、掃除などの家事はしたことがない。

長男妻 : 57歳 会社員 単身赴任中 肝機能障害あり疲れやすい。

- ・ 月～金は県外の仕事場近くに住んでおり週末のみ家に戻るが、体調悪く自分たちのことがやっとなのである。医師からも休養を言われており横になることが多い。

孫 : 22歳 平日は仕事があるが、土日祝日は休み。

孫 : 20歳 アルバイトで、休みは不定期だが月8～10日くらいは休みあり。

### 【依頼内容】

- ・ 息子夫婦や孫は仕事があり、お願いすることに気を使うことから、1階のトイレ・浴室などの掃除の支援を、介護保険の訪問介護で対応してもらいたい。

### 【対応内容】

- ・ 二世帯住宅の状況を把握し、同居とみなされる状況かどうかを判断する。  
⇒1階が本人の居住スペースで、息子家族は2階に住んでいる。玄関や浴室・トイレ・台所・食堂なども分かれているが、屋内の階段で繋がっているため同居と判断する。
- ・ 同居家族等のそれぞれの状況について把握する。  
⇒長男の妻は単身赴任の状況で、さらに疾病により医師からも休養を言われている状態であるため、やむを得ない理由に該当すると考えられる。  
⇒長男や孫は仕事があるものの、掃除の支援であれば休みの日に対応可能である。
- ・ インフォーマルサービスや代替サービスを提案する。  
⇒家族間にて話し合いを持った結果、掃除ぐらいは孫が手伝えることとなる。

### 【整理】

■ 算定:不可

日中独居であるが、同居家族等が滞在している時間帯において対応すれば事足りるものについては援助の対象にならない。また、家事をしたことがない、遠慮があって頼みにくいなどの理由も、やむを得ない事情に該当しない。

## 事例 4 高齢者2人暮らしの事例

### 【利用者及び同居家族等の状況】

本人 : 83歳 要支援2

- ・ 変形性膝関節症 両膝半月板損傷 高血圧症 突発性難聴 左肩関節痛
- ・ ADLは自立し、自宅周辺はシルバーカーで歩行可能

夫 : 83歳 未認定

- ・ 高血圧症 前立腺肥大
- ・ 敷地内にある自営工場の事務所に1日2回(1回2時間くらい)行き、事務仕事をしている。家事はしたことがない。

### 【依頼内容】

- ・ 寝室(夫とは寝室が分かれている)・トイレ・浴室・台所・食堂・居間・廊下など共用部分の掃除の支援を、介護保険の訪問介護で対応してもらいたい。

### 【対応内容】

- ・ 本人のできる家事の内容やできない理由等を把握する。  
⇒洗濯や調理、簡単な片付けは自分でできるが、両膝や左肩の痛みがあり、重いものを持ちたり、掃除機掛けや床の拭き掃除などができない。
- ・ 同居の家族の状況について把握する。  
⇒夫は高齢であるが、家事ができないような疾病もなく、身体状況としても家事をこなせないという状態ではないため、介護保険での対応はできないことを説明する。また、本人の寝室以外の共有部分については、介護保険での対応はできないことも説明する。
- ・ インフォーマルサービスや代替えサービスについて検討する。  
⇒歩いて行ける距離に住む長男嫁に掃除などの援助を得られないか相談したが、仕事や自分の家の家事があり、買い物や通院援助なら続けられるが、掃除などの援助はできないとのこと。  
⇒代替サービスにより対応

### 【整理】

#### ■ 算定:不可

同居家族等(夫)が「障害・疾病で家事が困難」、「その他やむを得ない事情」に該当しない。また「したことがない」という理由だけでは、やむを得ない事情に該当しない。

## 事例 5 高齢者夫婦2人暮らしで、2人とも認定を受け、共用部分の掃除を希望している事例

### 【利用者及び同居家族等の状況】

本人：83歳 要支援2

- ・ 変形性膝関節症 両膝半月板損傷 高血圧症 突発性難聴 左肩関節痛
- ・ ADLは自立し、自宅周辺はシルバーカーで歩行可能

夫：83歳 要支援1

- ・ 高血圧症 腰椎圧迫骨折
- ・ ADLは自立、コルセットを使用し自宅外は杖歩行。
- ・ 食器洗いや食事の準備程度はできるが、腰痛があり掃除は困難

### 【依頼内容】

- ・ 寝室(夫とは寝室が分かれている)・トイレ・浴室・台所・食堂・居間・廊下など共用部分の掃除の支援を、介護保険の訪問介護で対応してもらいたい。

### 【対応内容】

- ・ 本人のできる家事の内容やできない理由などを把握する。  
⇒洗濯や調理、簡単な片付けは自分でできるが、両膝や左肩の痛みがあり、重いものを持ったり、掃除機掛けや床の拭き掃除などができない。
- ・ 同居家族等からの支援の状況などについて把握する。  
⇒夫も要支援の認定を受けている状態で、さらに身体状況として掃除ができない状態でもあるため、介護保険での訪問介護の利用を検討する。
- ・ 別居家族等からの支援の状況などについて把握する。  
⇒近所に住む長男家族は、仕事や自分の家の家事があり、買い物や通院の援助はできるが、掃除の援助まではできないとのこと。
- ・ サービス担当者会議などでサービスの必要性和共用部分の掃除について検討する。
- ・ 本人の寝室以外の共用部分の掃除については介護保険での対応はできないこととなっているが、夫婦2人とも介護認定を受け掃除ができない状態であり、他からの協力も得られないため、週1回の訪問介護にて共用部分の掃除も行う。

### 【整理】

■ 算定：可

同居家族等(夫)が「障害・疾病で家事が困難」に該当し、介護認定を受けている状態でもあるため共用部分の掃除についても対応する。

## 事例 6 要支援の認定は受けているが家族のために役に立ちたいと思っているため一緒に行う支援を交えて生活援助を導入した事例

### 【利用者及び同居家族等の状況】

- 本人 : 82歳 女性 要支援2
- ・ 腰痛、変形性膝関節症
  - ・ 少しでも家族の役に立ちたいという思いが強く、長男の妻と家事を分担し積極的に進んでいた。80歳を迎える頃から腰、膝痛のため、家事行為が負担になり行わなくなった。
  - ・ 2階建ての1階に本人の居室がある。食堂・浴室は共用。トイレ(1階部分)は自分専用で利用している。家族関係は良好。
- 長男 : 58歳 癌の治療のため入院中
- 長男妻 : 55歳 日中就労。
- ・ 毎日仕事の後に夫のところへ行くため、帰宅は遅く、夕食もきちんととれていない様子。本人のことや自宅内のことなどを気にしながら本人の支援を行う余裕はない。
- 孫(別居) : 29歳 女性。結婚して隣町に住んでいる。日中は就労。

### 【依頼内容】

- ・ 1階部分の掃除や買い物、食事の支援を、介護保険の訪問介護で対応してもらいたい。

### 【対応内容】

- ・ 長男の入院により、長男の妻は心身の疲労状態にあり、これまで担っていた家事ができなくなっている。これ以上長男の妻に負担を増やすと、健康を損なう可能性があると考えられ、長男妻には迷惑をかけたくないという思いは強く、何とか自分のことだけでもやりたいと思っている。
  - ⇒長男妻は利用者の「同居家族等」であるため、すべての家事を介護保険のヘルパーに依頼することはできない旨説明し、家族と話し合いを行った。
  - ⇒話し合いの結果、孫が休みの日に、買い物や掃除などの支援をしてもらうことにした。しかし調理については、利用者が、いずれは自分一人で簡単な献立で家族の分も合わせて作れるようになるという目標を立てた。
  - ⇒利用者は2年以上調理から離れていたため、当初はできそうなところからヘルパーと一緒に進んで、徐々にできることを増やしていくというプランをたてた。最初の2ヶ月は本人の昼食の調理の下ごしらえはヘルパーと一緒に(身体介護的サービス)、味付けと配膳は本人がする。火を使っての調理と後片付けはヘルパーが行う(生活援助的サービス)ことにした。

**【整理】**

■ 算定: 期間限定で食事の用意の支援を可

同居家族等である長男が「家族が障害・疾病で家事が困難」に該当 ※入院中  
また、同居家族等である長男嫁に家事を担わせることにより、健康を損ないかねない  
状況にあると判断し、「その他やむを得ない事情」に該当  
※予防訪問介護も介護給付の訪問介護の取扱方針に従う。

## 事例 7 同居の孫による虐待の危険性があり、孫に家事を期待することができないため生活援助を導入した事例

### 【利用者及び家族の状況】

孫と同居の高齢者世帯、孫は就労のため日中不在

本人 : 76歳 要介護3

- ・ 脳梗塞 右麻痺 難聴(補聴器使用)

妻 : 72歳 要介護2

- ・ 変形性両膝関節炎 歩行困難 食材があれば調理可能

孫(長男の子) : 19歳男性 会社員

- ・ 月～金曜日勤務のため朝7時には出勤し、帰宅は深夜になることが多く、週末も仕事のために外出することが多い。

以前、孫は小遣いを求めた時に断られて怒り、祖父(本人)に暴力を振るったことがある。日常的にも暴言が目立つ。自分の身の回りのことは自分ですが、祖父母の世話は一切行わない。

※夫婦ともに日常生活において、身の回りのことは何とか自立できているが、重いものの買い物、高いところや屈んでする掃除に、介助が必要な状況である。

洗濯・食事の用意など、孫の世話全般を妻がやらされている。

### 【依頼内容】

- ・ 掃除と重い物の買い物の支援を、介護保険の訪問介護で対応してもらいたい。

### 【対応内容】

- ・ 暴言や暴力を恐れてか、孫に自分たち夫婦の家事をさせたくないと思っている。  
⇒同居家族等がいる場合は、原則として介護保険ですべての家事をヘルパーによる「生活援助」として利用することはできないが、過去の出来事や現状から暴力に発展する可能性があるかと判断し、生活援助を導入することとした。  
⇒本人夫婦と話し合い(孫は不参加)の結果、重いものの買い物、高いところや屈んでする掃除を、本人・妻それぞれに訪問介護における「生活援助」を位置づけた。  
⇒孫の暴言や暴力については、別途県外に住む長男(孫の父親)も交えて対応を検討することとし、サービス担当者会議で、見守りと発見時の対応などを申し合わせた。

### 【整理】

- 算定:掃除と重い物の買い物に限定して可

同居家族等である妻は要介護状態により、「障害・疾病で家事が困難」に該当

また、同居家族等である孫は、虐待の可能性があり家族関係が深刻な状況のため家事が期待できないため、「その他やむを得ない事情」に該当



